

(公社) 日本設計工学会
功労賞規程

2003年 6月 4日 庶務会計部会承認
2003年 7月 7日 理事会承認 (制定)
2006年 3月 1日 庶務会計部会承認
2006年 3月 6日 理事会承認 (改訂)
2016年 11月 29日 庶務会計部会承認
2016年 12月 6日 理事会承認 (改訂)

1. 総 則

- 1.1 本会に日本設計工学会功労賞を設ける。(以下、功労賞という.)
- 1.2 功労賞は、設計工学の分野における教育に多大な功労のあった教育者に対して、その功労を称え、設計工学の発展に寄与した業績を顕彰することを目的として贈賞する。
- 1.3 功労賞の受賞者は、高等学校、各種専門学校、高等専門学校、短期大学および大学などの教育機関に在籍する、設計工学に関する教育に従事している現役の教員とし、所属機関の長もしくは部局などの長の推薦に基づき、厳正な審査を経て選出する。
- 1.4 原則として、西暦奇数年に高等学校、各種専門学校、高等専門学校所属教員に対して贈賞し、西暦偶数年に短期大学および大学所属教員に贈賞する。
- 1.5 功労賞の受賞者の資格は、原則として本会会員とする。

2. 受賞候補者の推薦

- 2.1 功労賞の受賞候補者の推薦を、高等学校、各種専門学校、高等専門学校、短期大学および大学の長もしくはその部局の長などに依頼する。推薦書は、別に定める本会の指定の様式による。
- 2.2 推薦依頼は当該暦年度 1 1月に行い、推薦書の受付は2月末日までとする。
- 2.3 受賞候補者の推薦のための評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 設計工学教育に従事した年数
- (2) 設計工学に関する著作
- (3) 設計工学教育に関する学協会発表
- (4) 指導学生の活躍実績
- (5) 所属機関もしくは部局の長の推薦

3. 受賞者の決定

- 3.1 回収した推薦書に対して、庶務会計部会長の監査のもとに事務局が評価点を集計する。
- 3.2 評価項目に対する評価点の基準は以下のとおりとし、その集計結果が 120 点に達した者を受賞候補者として、庶務会計部会長が理事会に推薦する。

- | | | |
|---------------------------------------|---------------|-----|
| (1) 設計工学教育に従事した年数 | 1年につき | 4点 |
| (ただし、毎週6時間以上の授業担当がある場合には、1.5倍して評価する。) | | |
| (2) 設計工学に関連する著作 | 書籍単著1冊につき | 20点 |
| | 書籍共著1冊につき | 10点 |
| | 解説記事など1編につき | 5点 |
| (3) 設計工学教育に関する学協会発表 | 学協会誌掲載論文1編につき | 10点 |
| | 解説記事など1編につき | 5点 |
| | 講演論文1編につき | 5点 |
| (4) 指導学生の論文賞等の受賞 | 受賞1件につき | 20点 |
| (5) 指導学生の優秀発表賞等の受賞 | 受賞1件につき | 10点 |

(6) 指導学生の競技会等の受賞	受賞 1 件につき	10 点
(7) その他特筆すべき実績	庶務会計部会長の認めるもの 1 件につき	10 点

3.3 理事会は庶務会計部会長の推薦を尊重し、合議の上、受賞者を決定する。

4. 発表および表彰

4.1 受賞者の発表は、当該暦年度の翌年に開催される総会にて行い、総会終了後に本会会誌に掲載する。

4.2 贈賞は、当該暦年度の翌年に開催される総会において行うことを原則とする。

4.3 表彰は、賞状の授与をもって行う。

附 則

この規程は 2003 年 7 月 7 日より施行する。

この規程は 2006 年 3 月 6 日より改訂、施行する。

この規程は 2016 年 12 月 6 日より改訂、施行する。